

# 方 法 意 見 書

(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に関する横浜市環境影響評価条例第12条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中田 宏

## 第1 対象事業

### 1 事業者の名称及び所在地

名 称：株式会社横浜金沢シンシア

代表者：代表取締役 松坂 幸洋

所在地：横浜市金沢区福浦一丁目5番2号

### 2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業

種 類：廃棄物処理施設の建設(第1分類事業)

### 3 対象事業の実施区域

金沢区幸浦一丁目8番2、10番4及び10番6の計3筆(以下「計画地」という。)

## 第2 審査意見

### 1 全般的事項

本事業は、金沢産業団地及び横浜市内を中心とした事業者が排出する産業廃棄物を受け入れ、適正に処理するため、廃棄物焼却設備、破碎装置、廃熱発電設備により構成される廃棄物処理・再資源化施設を整備するものである。

計画地の敷地面積は35,569m<sup>2</sup>で、土地利用計画は、建築面積の合計が11,500m<sup>2</sup>、緑地の面積が6,170m<sup>2</sup>、煙突・構内道路・駐車場等の面積が17,899m<sup>2</sup>となっている。また、建築物の高さは地上31mの計画である。

本事業は焼却施設を設置するもので、焼却炉のほか、受入供給設備として粗大物や容器入り廃飲料水等の廃棄物を破碎する破碎機を設置し、また、余熱利用設備として焼却に伴う廃熱を電気エネルギーとして回収する蒸気タービン発電機を設置する計画である。焼却設備の排ガスは排ガス処理設備で処理した後、高さ80mの煙突から排出する。主な設備の概要は次

表のとおりである。

設備名称	主要機器等	処理能力	設置数
受入供給設備	破砕機	440t/9時間 〔360t/9時間〕 80t/9時間	2基
焼却設備	焼却炉 (キルン・ストーカ炉)	372 t/24時間 (186 t/24時間/炉)	2炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機	6,000 kW	1基

上記施設で処理する廃棄物は、次表に示すとおり、横浜市及び近隣自治体の事業者から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物とする計画である。

分類	種類	収集対象地域
産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、燃え殻、ばいじん、金属くず	横浜市及び近隣自治体
特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物	横浜市及び近隣自治体

なお、本事業では横浜市環境影響評価条例対象事業としての産業廃棄物中間処理施設のほかに、産業廃棄物の積替保管施設も設置する計画としている。

計画地がある金沢産業団地は、昭和41年に発表された横浜市の基幹事業の一つである金沢地先埋立事業により造成された埋立地である。住・工混在の解消による既成市街地での公害防除、都市再開発、さらに良好な環境をもった工場団地の育成などを目的として、横浜市によりこの埋立地への工場等移転事業が進められ、昭和53年に企業の進出が始まり、昭和58年にはほぼ現在の形が整った。金沢産業団地では、個々の工場等による公害防止対策のほか、全体としても、同団地と同時に建設された住宅との間に視覚遮断、騒音防止、大気浄化等を目的とした緩衝緑地帯を設けるなどの対策を講じている。

計画地及びその周辺の埋立地は標高が約2mの平坦な地形だが、西側後背地は丘陵地帯になっている。また、計画地の東側一帯及び北側は他の工場等を挟んで海域となっている。

計画地の都市計画法で定めた地域地区は、工業地域、第7種高度地区及び臨港地区（工業港区）であり、周辺には一般廃棄物焼却工場、下水道終末処理施設、下水汚泥資源化施設、製造工場などが立地している。また、計画地に隣接する工場等の建築物の高さは31m以下となっている。

計画地の西側には製造工場、下水道終末処理施設、首都高速湾岸線、国道357号、金沢シーサイドラインが存在し、さらにその先には緩衝緑地帯を挟んで第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域の住居系の用途地域となっており、集合住宅等が存在する。計画地の主要

な施設が建設される部分から住宅地までの距離は最も近いところでおよそ500mである。

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意する必要がある。

## 2 個別的事項

### (1) 事業計画

- ア 建築物の高さの表記について誤りがあるので準備書で修正すること。
- イ 本事業は、焼却により生じた余熱を電気エネルギーとして回収する計画であるが、回収したエネルギーの利用方法を具体的に準備書に記載すること。
- ウ 受入基準に適合しない廃棄物が混入して搬入されることを防止するための廃棄物の受入管理体制について準備書に記載すること。

### (2) 環境影響評価項目

#### ア 存在・供用時

##### (ア) 大気汚染

- a 焼却施設の排ガス処理における制御方法を明確にし、準備書に記載すること。
- b 焼却施設排出ガスの二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質に係る長期平均濃度の予測について、年平均濃度の予測を行うとしているが、環境基準との比較も行うこと。
- c 焼却施設排出ガスについて、周辺の地形及び建造物の影響を考慮した拡散予測を行うこと。
- d 計画地は臨海部であるため、焼却施設排出ガスについて内部境界層によるフェミゲーションが起こった場合の予測も行うこと。
- e 焼却施設排出ガスについて、ダウンウォッシュ時の予測を行うとしているが、定常運転時において排出ガスの吐出速度が計画値よりも小さくなる可能性がある場合には、この場合のダウンウォッシュ時の予測も行うこと。
- f 燃焼ガス中の大気汚染物質濃度の変動をできるだけ抑制するため、投入する廃棄物の均質化についてさらに検討を加えること。
- g 焼却施設の立ち上げ時における触媒温度と脱硝効率及び窒素酸化物濃度を明らかにすること。

##### (イ) 水質汚濁

焼却灰や飛散した粉じん等により汚染された雨水等が周辺水域の水質に影響を与えないよう保全対策を講ずるとしているが、対策の具体的内容を準備書に記載すること。

##### (ウ) 低周波音

予測にあたっては、低周波音源となる機器の種類、設置数、配置について明確にすること。

##### (エ) 廃棄物・発生土

焼却施設から排出される焼却灰、飛灰について、最終処分場への負荷を低減する観点から、有効利用について検討すること。

(オ) 地域社会

- a 交通混雑に係る予測・評価のための調査を平日の1日間で行うとしているが、休日における予測・評価の必要性を調査すること。
- b 廃棄物搬出入車両の時間的な集中が発生しないように、計画的な管理を行うとしているが、その具体的な内容を準備書に記載すること。

(カ) 景観

- a 眺望地点の選定にあたり、地域居住者の視点を考慮し、近傍の住宅地も追加するよう検討すること。
- b 緑化計画を策定するにあたっては、計画建築物の壁面近くの緑化を考慮すること。

(3) 環境影響配慮項目

ア 存在・供用時

(ア) 温室効果物質

二酸化炭素の吸収・固定化に寄与し、かつ、地域に適した植栽について検討し、準備書に記載すること。

(イ) 地震等の自然災害による二次災害

本事業は高温の燃焼及び特別管理産業廃棄物の保管を伴うことから、施設の耐震性に係る配慮内容を準備書に記載すること。